

新医32号

令和6年5月10日

福岡県知事 様

主たる事務所の所在地
福岡県筑紫野市原田4-15-8
医療法人名 医療法人上野脳神経外科クリニック

理事長名 上野 恭司

決 算 届

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項及び同法施行規則第33条の2第1項規定により届け出ます。



[添付書類]：別紙のとおり

[添付書類]：各2部

別紙

- 1 財産目録 [別紙 32]
- 2 貸借対照表
 - ①病院又は介護老人保健施設を開設する新法の医療法人：[別紙 34-1]
 - ②病院又は介護老人保健施設を開設する経過措置型医療法人：[別紙 34-2]
 - ③診療所のみを開設する新法の医療法人：[別紙 34-3]
 - ④診療所のみを開設する経過措置型医療法人：[別紙 34-4]
- 3 損益計算書
 - ①病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人：[別紙 33-1]
 - ②診療所のみを開設する医療法人：[別紙 33-2]
- 4 事業報告書 [別紙 35]
- 5 監事の監査報告書 [別紙 36]

(注)

- 1 本様式及び上記添付書類は、会計年度が平成19年4月1日以降に開始する決算に使用すること。(会計年度が平成19年3月31日以前に開始する決算は、従前の様式(医32号)を使用すること。)
- 2 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。
- 3 提出は毎会計年度終了後3ヶ月以内に行うこと。
- 4 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合には、登記事項の変更登記が必要であり、また、その際には、登記事項変更登記完了届(医35号)を提出すること。
- 5 社会医療法人の場合、法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 6 社会医療法人債を発行した社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。
(ただし、④及び⑤は社会医療法人に限る。)
①純資産変動計算書 ②キャッシュ・フロー計算書 ③附属明細表
④公認会計士又は監査法人の監査報告書
⑤法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(参考)「医療法人における事業報告書等の様式について」(H19.3.30 医政指発第0330003号)

ア「新法の医療法人」

平成19年4月1日以降に設立認可を申請した医療法人又は同日以降に、法人解散時の残余財産の帰属すべき者を、国若しくは地方公共団体又は他の医療法人等とする定款又は寄附行為の変更の認可を受けた医療法人

イ「経過措置型の医療法人」

改正医療法附則第10条第2項の規定により、当分の間、解散時の残余財産の帰属すべき者を、定款又は寄附行為の定めるところによりその帰属すべき者に帰属させることができることとされている医療法人

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和5年3月1日 至 令和6年2月29日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人上野脳神経外科クリニック

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福岡県筑紫野市原田4-15-8

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成18年3月27日

(4) 設立登記年月日 平成18年3月27日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	上野 恭司	
理事	上野 あると	
同	上野 智	
監事	陣林 伯禎	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	なし			
診療所	医療法人上野 脳神経外科ク	4011719434	福岡県筑紫野市原田 4-15-8	一般病床 0 床

	リニック			療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]
介護老人 保健施設	なし			
介護医療院	なし			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年4月24日 令和4年度決算の決定

令和6年2月25日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法

人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(9) そ の 他
なし

法人名 医療法人 上野脳神経外科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 福岡県筑紫野市原田 4 - 1 5 - 8

財 産 目 録

(令和6年2月29日現在)

1. 資	産	額	217,665 千円
2. 負	債	額	3,678 千円
3. 純	資	産	213,987 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	90,541
B 固 定 資 産	127,124
C 資 産 合 計 (A+B)	217,665
D 負 債 合 計	3,678
E 純 資 産 (C-D)	213,987

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土	地	(<input type="checkbox"/> 法人所有	■ 賃貸	部分的に法人所有(部分的に賃借))
建	物	(<input type="checkbox"/> 法人所有	■ 賃貸	部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 上野脳神経外科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 福岡県筑紫野市原田4-15-8

貸借対照表

(診療所のみを開設する経過措置型医療法人)

(令和6年2月29日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	90,541	I 流動負債	3,678
II 固定資産	127,124	II 固定負債	0
1 有形固定資産	26,511	負債合計	3,678
2 無形固定資産	2,946	純資産の部	
3 その他の資産	97,667	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	203,987
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	213,987
資産合計	217,665	負債・純資産合計	217,665

法人名 医療法人 上野脳神経外科クリニック

所在地 福岡県筑紫野市原田4丁目1-5-8

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

監事監査報告書

医療法人上野脳神経外科クリニック
理事長 上野 恭司 殿

私は、医療法人上野脳神経外科クリニックの令和5年度（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年4月30日

医療法人上野脳神経外科クリニック

監事 陣林 伯禎

